投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2014年1月6日



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:http://www.smam-jp.com お客さま専用フリーダイヤル:0120-88-2976

[受付時間]営業日の午前9時~午後5時

株式会社りそな銀行

★委託会社の概要

委託会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2013年10月31日現在)

運用する投資信託財産 の合計純資産総額

5兆9,368億円(2013年10月31日現在)

★商品分類

商品分類				
単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	
追加型	海外	株式	インデックス型	

属性区分					
投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	北米	ファミリー ファンド	なし	その他の指数 (ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円換算ベース))

- ※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、 属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)を ご覧ください。
 - 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2013年 12月20日に関東財務局長に提出しており、2014年1月5日にその届出の効力が生じております。
 - ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に 関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
 - ●ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との 分別管理等が義務付けられています。
 - 投資信託説明書 (請求目論見書) は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

★ファンドの目的

米国株式30マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、実質的にダウ・ジョーンズ工業株価平均に採用されている米国の株式に投資することにより、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円換算ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

★ファンドの特色



ダウ・ジョーンズ工業株価平均(以下、「NYダウ」ということがあります。) の構成銘柄を実質的な主要投資対象とし、ダウ・ジョーンズ工業株価 平均(円換算ベース)*に連動する投資成果を目指して運用を行います。

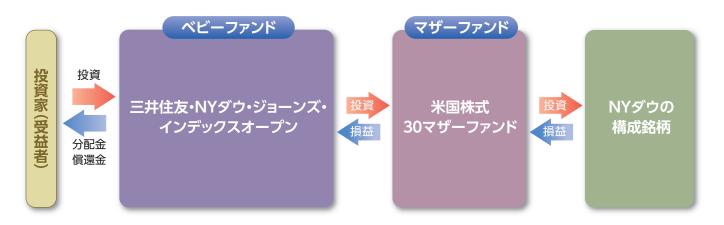
- ●効率的な運用を行うため、株価指数先物取引や上場投資信託証券等を活用する場合があります。
- *ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円換算ベース)は、委託会社が前日のNYダウ(米ドルベース)の終値に、当日の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて計算した値です。
- 2

実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行い ません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

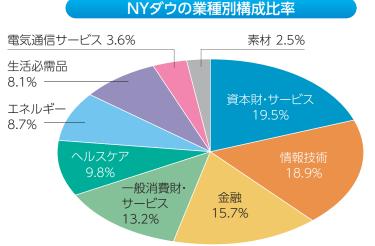
ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「米国株式30マザーファンド」の組入れを通じて、実際の運用を行います。



NYダウの特徴

●NYダウは、米国の株式市場を表す代表的な指標と見なされており、主要業種の代表的な優良30銘柄で構成され、日経平均株価と同様、単純平均方式で算出されます。



- (注)データは2013年10月末時点。 数値は四捨五入の関係で、合計 が100%にならない場合があり ます。
- (出所) Bloombergのデータを基に 三井住友アセットマネジメント 作成

NYダウ構成銘柄

Visa	トラベラーズ・カンパニーズ	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー
IBM	キャタピラー	ベライゾン・コミュニケーションズ
ゴールドマン・サックス・グループ	アメリカン・エキスプレス	メルク
ボーイング	プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	ザ コカ・コーラカンパニー
3M	ホーム・デポ	AT&T
シェブロン	ウォルマート・ストアーズ	マイクロソフト
ユナイテッド・テクノロジーズ	ナイキ	ファイザー
マクドナルド	ウォルト・ディズニー	ゼネラル・エレクトリック
ジョンソン・エンド・ジョンソン	ユナイテッドヘルス・グループ	インテル
エクソンモービル	イー・アイ・デュポン・ドゥ・ヌムール	シスコシステムズ

(注)データは2013年10月末時点。

(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成



(注)データは1994年12月30日~2013年10月31日。 (出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

NYダウの過去の推移



(注1)データは2003年10月末~2013年10月末。2003年10月末を100として指数化。

- (注2)NYダウ(米ドルベース)は、ファンドの評価基準にあわせ、前営業日のデータを使用しています。
- (出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証する ものではありません。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均について

「Dow Jones Industrial Average™」(以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」といいます。)は、S&P Dow Jones Indices LLC (以下「SPDJI」といいます。)の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「SMAM」といいます。)に付与されています。「Standard&Poor's®」および「S&P®」はStandard & Poor's Financial Services LLC (以下「S&P」といいます。)の登録商標で、「DJIA®」、「The Dow®」、「DowJones®」および「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」は Dow Jones Trademark Holdings LLC (以下「ダウ・ジョーンズ」といいます。)の商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがSMAMにそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、S&Pまたはそれぞれの関連会社(以下、総称して「S&P Dow Jones Indices」といいます。)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株価平均に関して、S&P Dow Jones Indicesと SMAMとの間にある唯一の関係は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均とS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。ダウ・ジョーンズ工業株価平均に基づく投資商品が、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に基づく投資商品が、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に基づく投資商品が、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、以下のことを行いません。

- ・当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追随するダウ・ジョーンズ工業株価平均の連動性に関して、明示または黙示を問わず、何らかの表明または保証をすること。
- ・ダウ・ジョーンズ工業株価平均の決定、構成または計算において、SMAMまたは当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負うこと。
- ・当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負い、またこれに関与すること。
- ・当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、何らかの義務または責任を負うこと。

上記にかかわらず、CME GROUP Inc.とその関連会社は、SMAMにより現在発行されている当ファンドに関連しませんが、当ファンドに類似または競合する金融商品を独自に発行またはスポンサーできるものとします。さらに、CME GROUP Inc. とその関連会社は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均のパフォーマンスに関連する金融商品を取引できるものとします。

S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドに関連する責任を負わないものとします。

- ・ダウ・ジョーンズ工業株価平均またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む。)を含みますがこれに限定されない あらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。
- ・ダウ・ジョーンズ工業株価平均またはその関連データに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。
- ・明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、ダウ・ジョーンズ工業株価平均またはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによってSMAM、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。
- ・上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。

S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones IndicesとSMAMとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年1回(原則として毎年11月5日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ●収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

★基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています(マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。)。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた<u>利益および損失は、すべて受益者に帰属</u>します。したがって、ファンドは<u>預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく</u>、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの 基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の 事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンド の基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に 陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する 要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、 あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の 混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格 での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落 する要因となります。

投資リスク

★その他の留意点

(収益分配金に関する留意事項)

- ○分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。
- ○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することに なります。
 - また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ かった場合も同様です。
- ●ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ●ファンドは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円換算ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。 ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う 組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等から、上記 インデックスに連動しないことがあります。
- ●当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

★リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

運用実績

ファンドは、2014年1月31日から運用を開始するため、2013年12月20日現在、記載すべき事項はありません。

※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

★基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

★分配の推移

●該当事項はありません。

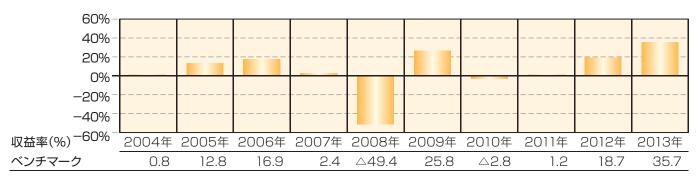
★主要な資産の状況

●該当事項はありません。

★年間収益率の推移(暦年ベース)

●該当事項はありません。

以下はベンチマークの年間収益率の推移です。



2013年の収益率は、年初から2013年10月31日までの騰落率を表示しています。 ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

手続•手数料等

★お申込みメモ

だだし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。 関		
 換金単位 販売会社または委託会社にお問い合わせください。 換金 価 額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 申 込 締 切 時 間 原則として検金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。 購入 の申 込 期 間 評別として、接金申込受付分とします。 購入 の申 込 期 間 当初申込期間 2014年1月6日から2014年1月30日まで継続申込期間:2014年1月31日から2015年2月5日まで 継続申込期間:2014年1月31日から2015年2月5日まで 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 換金 利 限 一	一購 人 値 額 	
換金 価 額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。	購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
操金代金原則として換金申込受付日から起草して5営業日目以降にお支払いします。 申込締切時間原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 勝入の申込期間に1014年1月31日から2015年2月5日まで。	換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
申 込 締 切 時 間 原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 勝 入 の 申 込 期 間 当初申込期間:2014年1月6日から2014年1月30日まで 継続申込期間:2014年1月31日から2015年2月5日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 換 金 制 限 一 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。 信 託 期 間 2014年1月31日から2023年11月6日まで 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。 決 算 日 毎年11月5日(株業日の場合は翌営業日) 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース・税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 信 託 金 の 限 度 額 5,000億円	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
以	換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
 継続申込期間: 2014年1月31日から2015年2月5日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 換金制限 購入・換金申込受付の中止及び取消し	申 込 締 切 時 間	
購入・換金申込受付 の中止及び取消し 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、 換金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り 消させていただく場合があります。 信託期間 2014年1月31日から2023年11月6日まで 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の 所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。	購入の申込期間	継続申込期間:2014年1月31日から2015年2月5日まで
の中止及び取消し 擦金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り 消させていただく場合があります。 信託 期間 2014年1月31日から2023年11月6日まで 繰金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り 消させていただく場合があります。 操金 上 信 遠 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなった とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の 所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。 財 日 毎年11月5日(体業日の場合は翌営業日) 収益分配 毎年11月5日(体業日の場合は翌営業日) 収益分配 毎年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない 場合もあります。) 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいた します。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 信託金の限度額 大ののの億円 告 日本経済新聞に掲載します。 運用報告書 毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいた します。 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	換 金 制 限	_
 操 上 償 還 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。 決 算 日 毎年11月5日(休業日の場合は翌営業日) 収 益 分 配 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 信 託 金 の 限 度 額 5,000億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。 課 税 関 係 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 		換金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り
決 算 日 毎年11月5日(休業日の場合は翌営業日) 収 益 分 配 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 信託金の限度額 5,000億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用対象です。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	信託期間	2014年1月31日から2023年11月6日まで
収益分配 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 信託金の限度額 5,000億円 公告日本経済新聞に掲載します。 運用報告書 告会決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 課税 関係 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーザ)」の適用対象です。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	繰 上 償 還	とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の
場合もあります。) 分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 信 託 金 の 限 度 額 5,000億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。	決 算 日	毎年11月5日(休業日の場合は翌営業日)
公 告 日本経済新聞に掲載します。 運 用 報告 書 毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用対象です。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	収 益 分 配	場合もあります。) 分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいた します。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。
運用報告書 会決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 課税 関係 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用対象です。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	信託金の限度額	5,000億円
世界の現代を表現である。 はます。 はます。 はます。 はまず。 はまず。 はいます。 はいません。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいません。	公告	日本経済新聞に掲載します。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	運用報告書	
お 申 込 不 可 日 ニューヨークの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。	課 税 関 係	公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用対象です。
	お申込不可日	ニューヨークの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

読·手数彩

★ ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に1.05%*(税抜き1.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額 です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*消費税率が8%となる2014年4月1日以降は1.08%となります。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 ファンドの純資産総額に年0.714%*(税抜き0.68%)の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の <mark>(信 託 報 酬)</mark> 最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

*消費税率が8%となる2014年4月1日以降は年0.7344%となります。

<信託報酬の配分(税抜き)>

1——— 1		
委託会社	販売会社	受託会社
年0.32%	年0.31%	年0.05%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・ 数

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等 料 (それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しま しては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その 金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、 あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は、2013年10月31日現在の情報をもとに記載しています。
- ※少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等 から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で 非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に ご確認されることをお勧めします。

